

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 4 0

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からののお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 令和4年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出について
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 令和4年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について【別紙1】
- 新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について
- 令和3年度介護報酬改定の影響等に係るアンケート調査結果について
- 消費税の適格請求書等保存方式の施行について【別紙2】
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和4年2月末現在）
- 新型コロナ第6波の収束に向けた共同メッセージ【別紙3】
- 4月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙4】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

令和4年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、令和4年度に算定を希望する事業者は、次の提出期限までに計画書を提出してください。

提出期限： 令和4年4月15日（金）必着

※なお、令和4年度より処遇改善加算又は特定処遇改善加算を新規に取得又は区分を変更する場合は、令和4年4月1日（金）までに体制届及び体制等状況一覧表を提出（必着）してください。（※計画書より先に体制届及び体制等状況一覧表を提出する必要がありますので、ご注意ください。）

【通知及び様式の掲載先】

本件提出についての案内通知及び計画書様式は、以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「介護保険事業者の皆様へ」→「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/447063.html>

【よくある注意点】

- ・令和3年度の計画書と様式が異なっているため、旧様式ではお受けできません。新様式をダウンロードしてお使いください。
- ・エクセルシートにはすでに計算式が入力されているセルがあります。この計算式を修正すると正しい計算ができなくなりますので、直接入力等により計算式を修正しないようご注意ください。
※エクセルシートは全国統一の様式となっております。そのため、計算式の内容についての質問はお受けできない場合があります。
- ・「変更なし」にチェックしても、賃金改善を行う給与の種類や具体的な取組内容、昇給の仕組み、職場環境要件、見える化要件等への記載は必要です。記入漏れが無いよう提出前にご確認ください。
また、賃金改善の見込み額の適否を確認する要件Ⅰ、要件Ⅱが「×」になっているものはお受けできません。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

【介護職員処遇改善支援補助金】

介護職員処遇改善支援補助金については、長野県介護支援課が窓口となるため、長野市では問い合わせへの対応ができません。ご質問がある場合には、質問票を提出することになりますので、次のホームページからご確認ください。

【長野県健康福祉部介護支援課ホームページ】

■介護職員処遇改善支援補助金について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/shogukaizenshien.html>

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年3月7日～3月11日の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記の通り情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和3年2月12日	令和3年3月3日	階段移動用 リフト	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者（80歳代）が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。調査の結果、当該製品は、重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを物理的に抑制する機構が装備されていない構造であるため、使用者が搭乗者を乗せて使用中に当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定されるが、使用者が当該製品の使用中に手を離れたことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

令和4年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について

標記研修の実施について、長野県健康福祉部介護支援課より、別紙1のとおり通知がありました。

受講を希望する場合は別紙を参照いただき、お申込みください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課介護人材係担当

TEL：026-235-7129（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた3月14日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

令和3年度介護報酬改定の影響等に係るアンケート調査結果について

令和3年11月に長野県が実施しました標題の件について、長野県介護支援課より調査結果を県公式ホームページへ公表したとの通知がありましたのでお知らせします。

本調査にご協力いただき、ありがとうございました。

県公式ホームページ公表先URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/03kaisei.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

消費税の適格請求書等保存方式の施行について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

詳しくは、「制度に関する各種ご案内【別紙2】」をご確認ください。

問い合わせ先：軽減・インボイスコールセンター
【電話番号】：フリーダイヤル（無料）
0120-205-553
【受付時間】9：00から17：00（土日祝除く）

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>*生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>
軽減方法	<p>介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者へ提示してください。</p> <p>軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。</p>	<p>利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。</p> <p>ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。</p>

軽減額 (率)	対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 * 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。 * 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力をお願いします。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算がほぼ解消されることとなります。）

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力をお願いします。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1039】

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

【介護保険最新情報 Vol. 1040】

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1041】

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1042】

令和3年度介護予防活動普及展開事業 介護予防普及啓発イベント「地域がいきいき 集まろう！通いの場」の開催について

【介護保険最新情報 Vol. 1043】

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（介護関係）

【介護保険最新情報 Vol. 1044】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

【介護保険最新情報 Vol. 1045】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1046】

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年2月末日現在 地区別認定者数：20,626人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	55	55	76	55	56	51	31	379
第2地区	105	88	214	116	67	117	62	769
第3地区	68	83	148	84	77	86	47	593
第4地区	20	29	45	21	23	34	19	191
第5地区	31	36	72	33	20	32	18	242
芹田地区	151	135	299	126	103	137	87	1,038
古牧地区	118	127	293	151	139	145	81	1,054
三輪地区	187	167	279	134	123	156	76	1,122
吉田地区	126	121	248	110	91	96	59	851
古里地区	88	74	135	77	74	103	54	605
柳原地区	67	46	79	55	31	37	21	336
浅川地区	65	48	116	54	36	52	40	411
大豆島地区	42	51	139	57	76	74	49	488
朝陽地区	81	80	201	99	85	112	60	718
若槻地区	179	157	288	155	115	186	106	1,186
長沼地区	21	16	27	18	25	21	10	138
安茂里地区	205	182	305	144	127	147	81	1,191
小田切地区	12	9	26	19	12	16	6	100
芋井地区	29	10	39	22	18	25	13	156
篠ノ井地区	349	290	507	258	275	336	194	2,209
松代地区	185	164	317	128	116	193	108	1,211
若穂地区	110	72	145	74	72	108	59	640
川中島地区	202	157	297	154	143	194	101	1,248
更北地区	234	194	406	207	147	208	132	1,528
七二会地区	33	28	29	18	39	31	13	191
信更地区	23	21	40	24	24	27	8	167
豊野地区	61	62	149	75	72	90	38	547
戸隠地区	26	11	65	38	40	64	36	280
鬼無里地区	15	7	55	19	28	21	11	156
大岡地区	36	6	42	15	6	4	8	117
信州新町地区	89	29	91	36	81	41	34	401
中条地区	42	20	60	25	24	26	12	209
市外	21	8	26	22	20	38	19	154
合計 (現存者)	3,076	2,583	5,258	2,623	2,385	3,008	1,693	20,626



ながのご縁を
信都・長野市

Vol.540 8/8

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp